

第Ⅱ部

各国の再生資源・有害廃棄物管理法制

第3章

中国における廃棄物原料の輸入規制

吉田 綾



[上] 浙江省台州市の海門港。日本から「雑品」と称される雑多な金属スクラップが多く輸入される（2009年11月）。

[下] 浙江省寧波市にある政府認可の解体リサイクル業者。雑多なスクラップから鉄・ステンレス・銅・アルミなどを選別している様子（2005年12月）。

（吉田綾撮影）

はじめに

1980年代から中国は、鉄くず、廃プラスチックなどのリサイクル可能な再生資源（廃棄物原料）を輸入し、リサイクルを行っている。1990年代初めには再生資源という名目で「ごみ」が持ち込まれるなどの事態も生じたが、中国政府は、急速な経済成長に伴い多くの資源を確保するため、輸入の促進・管理の合理化を図る独自の施策を導入し、環境保全との両立を図ってきた。

中国が廃棄物原料の輸入大国であることから、輸入規制や輸入に伴う問題については、これまでの研究でも取り上げられてきている。櫻井 [1999] は、1998年頃までの中国における廃棄物原料の越境移動規制の形成過程や日本の廃棄物越境移動規制法制と輸出入の状況を分析し、中国における廃棄物原料の越境移動規制法制がバーゼル条約の影響を受けていることは明らかであるが、船積み前検査のような国際的な合意にみられない独自の制度が導入されていると指摘している。吉田 [2003, 2005] は、1990年代初めから2004年頃までの中国の輸入管理規制の整備過程をレビューし、再生資源輸入量の推移や輸入廃棄物の不法な輸入事例、広東省貴嶼鎮における電気・電子機器廃棄物 (E-waste) リサイクルによる環境汚染の問題について分析している。また、2004年以降導入された中国の廃棄物原料の輸入規制とその制度の実施効果について報告している (吉田 [2006, 2007a, 2007b])。

この10年間に中国政府の導入してきた政策のなかには、輸出国および輸出業者にとって、透明性や公平性が十分に担保されているとはいえないものもあることから、中国の輸入規制策の変動によって、中国が最大の輸出先である日本からの輸出量や行き先に影響を与えかねない。

そこで本章では、中国の廃棄物原料に対する輸入規制がどのように導入されてきたか、廃棄物原料輸入に関する各政府部門の役割・対応、および規制の効果について分析する。また、中国を再生資源の主要な輸出先としている日本の中国規制への対応と、直面している主要な課題について整理すること

を目的とする。第1節では、中国における廃棄物原料輸入規制の変遷をたどり、約10年間に中国の廃棄物原料輸入規制はどのように導入されてきたか、その全体像を把握する。第2節では、さまざまな廃棄物原料輸入制度のしくみについて解説する。第3節では、中国の輸入廃棄物規制の効果と課題について分析する。第4節では日本における中国の制度に対する対応について触れ、最後に中国の廃棄物輸入管理制度の導入経緯と政策効果を評価し、日本の政策課題について筆者の考えを述べる。

第1節 中国における廃棄物原料輸入規制の変遷

表1は、1989年から2009年までに、中国政府がどのように廃棄物原料輸入規制を導入してきたかを時系列で整理したものである。

1980年代から中国は廃棄物原料を輸入しているが、1990年代初めに「洋ごみ」といわれる海外からの不適正な廃棄物原料の輸入事件が発生し環境への影響が懸念されたことから、中国政府は1991年に「国外有害廃棄物の中国への越境移動を厳しく規制する通知」、1994年に「欧州共同体（EC）からの輸入廃棄物への厳格な規制に関する暫定規定」を公布して、海外からの輸入を一時停止し、国内の法規制の整備を進めた。

1995年に廃棄物を規制する法律「固体廃棄物環境汚染防止法」（固体法）⁽¹⁾ができ、輸入廃棄物を管理する法規として、1996年の「輸入廃棄物の環境保護管理に関する暫定規定」（以下、暫定規定）⁽²⁾が施行された。固体法は、中国における固形廃棄物の管理に関する基本法であると同時に輸入廃棄物に関する規定も整備した法律であり、海外の固形廃棄物の投棄、保管、処分目的での輸入を禁止し（第24条）、原料として利用できない廃棄物の輸入禁止、利用可能な廃棄物についても輸入の制限を課し（第25条）、有害廃棄物が中国を經由することも禁止（第58条）した。

暫定規定において中国政府は、(1)加工能力がある企業のみ輸入を可能とす

表1 輸入廃棄物に関する規制の推移（1989～2009年）

1989年3月	「バーゼル条約」が採択される。
1991年3月	「国外有害廃棄物の中国への越境移動を厳しく規制する通知」（国家環境保護総局，税関）。
9月	全国人民代表大会常務委員会がバーゼル条約を批准。
12月	中国がバーゼル条約に加盟。
1994年11月	「欧州共同体（EC）からの輸入廃棄物への厳格な規制に関する暫定規定」（国家環境保護総局。赤色および黄色 ^(註) の廃棄物の輸入が全面禁止に）。
1995年10月	「固体廃棄物環境汚染防止法」公布（1996年4月1日施行）。
11月	「断固として国外廃棄物のわが国への移動を制御することに関する緊急通知」（国務院弁公庁；国弁発〔1995〕54号）。
1996年3月	「廃棄物輸入の環境保全管理に関する暫定規定」（国家環境保護総局，対外経貿部，税関，国家工商局，国家商検局；環控〔1996〕204号）1996年4月1日施行。
7月	「廃棄物輸入の環境保全管理に関する暫定規定の補足規定」（環控〔1996〕629号）1996年8月1日施行。 「廃棄物違法輸入刑事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院解釈」
8月	国務院環境保護の問題に関する決定（国発〔1996〕31号）。
9月	「輸入廃棄物の船積み前検査管理規則」（国家商検局）公布。
10月	「国家が輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物リストの増補に関する通知」（国家環境保護局，対外経貿部，税関，国家工商局，国家商検局）。第5類と第10類（廃プラスチック）を追加。
1997年2月	「国務院の放射性汚染を受けた廃金属スクラップの輸入を厳しく禁ずる緊急通知」（国務院弁公庁）。
1999年11月	「輸入廃棄物原料の荷積み前検査機構の認可管理方法」（国家出入国検閲検疫局）。
2000年1月	「輸入廃棄物の管理をさらに強化することに関する通知」（国家環境保護総局）。 「第7類廃棄物輸入に関する問題に対する通知」（対外経貿部，税関，国家環境保護総局）。2000年2月1日より廃家電等を輸入禁止に。
2001年1月	「廃棄物輸入と環境保護管理に関する問題を調整する通知」（国家環境保護総局，税関，国家質量監督検閲検疫総局公布，環発〔2002〕7号）。自動輸入許可。
2001年5月	「“五廃”の輸入経営管理の問題に関する通知」（対外経貿部）。
2001年11月	「第7類廃棄物加工利用企業の審査認定手順の調整に関する通知」（国家環境保護総局，環発〔2001〕186号）。

2001年12月	「貨物自動輸入許可管理弁法」(対外貿易合作部2001年第20号), 2002年1月1日施行。
2002年3月	「廃棄物の輸入と環境保護問題に関する通知」(環発[2002]7号)。 廃プラスチックや廃車、廃船など輸入制限類に指定している11品目の廃棄物の、原料としての輸入を許可。古紙、鋼鉄くず、銅くずやアルミくず(廃五金電器、廃電線・ケーブル、廃モーターを含まない)は自動登記管理によって輸入を認める。
2002年7月	部品輸入禁止措置(国家環境保護局, 対外経貿部, 税関), 2002年8月15日施行。
2002年12月	刑法改正案が全人代を通過。 輸入廃棄物(固形, 液体, 気体)の密輸行為についての罰則を規定。 輸入中古電気機械製品検査監督管理弁法(国家質量監督検査総局令第37号), 2003年5月1日施行。中古電気機器に対して検査を強化, 一部製品に船積み前検査を義務づける。
2003年4月	輸入を制限する廃棄物原料の環境保護管理に関する問題に対する通知(環発[2003]69号)。
5月	日中友好環境保全センターに輸入廃棄物の審査・許可を委託することに関する通知(環関[2003]138号)。
7月	輸入を制限する廃棄物原料の許可管理に関する問題に対する通知(環弁[2003]61号)。
7月	輸入廃プラスチックの環境保護を厳格に執行するための基準に関する通知(環弁[2003]66号)。
7月	輸入廃棄物原料の検査管理業務をさらに強化することに関する通知(国質検[2003]217号)。
8月	廃電子電気設備の環境管理を強化することに関する通知(環発[2003]143号)。
8月	輸入中古電気機器製品検査監督手続きに関する規定(国家質量監督検査総局令第53号), 2003年10月1日施行。 廃棄物原料国外供給企業の臨時登録に関する通知(国家質量監督検査総局公告2003年第115号), 2004年1月1日施行。
12月	輸入中古電気機器製品に関する問題についての公告(2003年第124号)。
2004年5月	日本からの廃プラスチックの対中輸出すべて一時停止(国家質量監督検査総局公告第47号)。 輸入廃棄物原料国外供給企業の登録実施細則(国家質量監督検査総局公告2004年第48号)施行。
10月	2005年輸入ミックスメタル, 廃電線・ケーブルおよび廃モーター指定加工利用企業の許可に関する問題についての通知(環関2004年344号)。第7類企業

	<p>の審査。</p> <p>7品目の加工貿易禁止・商品別リスト（商務部，税関，国家環境保護総局公告2004年55号），2004年11月1日施行。</p>
11月	輸入制限廃棄物の審査管理の強化に関する問題についての通知（環弁2004年100号）。
2005年1月	「第7類廃棄物輸入に関する問題に対する通知」（環発〔2000〕19号）を廃止することに関する通知（環発〔2005〕4号）。廃パチンコ台が輸入禁止に。
9月	<p>日本からの廃プラスチック輸入を2005年9月20日より再開（国家質量監督検査総局公告2005年131号）。</p> <p>国家質検総局，国家発展改革委員会，商務部，情報産業部，税関，国家工商総局，環境保護総局，国家認証許可監督管理委員会 2005年第134号公示（廃・中古ブラウン管を再生・加工する「リサイクルブラウン管」を生産する諸問題に関して），2005年11月1日施行。</p>
10月	新しい輸入許可証への移行に関する通知（国家環境保護総局，税関，国家質量監督検査総局公告2005年第47号）。2006年4月1日より新しい輸入許可証を使用のこと。
12月	<p>加工貿易禁止類商品公告（商務部，税関総署，国家環境保護総局公告2005年第105号）。</p> <p>中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例の改正。</p>
2006年2月	輸入廃棄物原料環境汚染防止基準の改定，2006年2月1日施行。
8月	輸入制限廃棄物審査管理に関する通知（環弁〔2006〕89号）
2007年2月	中華人民共和国税関輸入貨物直接退運管理弁法（税関総署令第156号），2007年4月1日施行。
3月	輸入廃棄物原料国内荷受人の登録実施に関する公告（国家質量監督検査総局〔2007〕第52号）。
4月	加工貿易禁止類商品リストの公布（商務部，税関総署，環保総局公告〔2007〕17号）。
5月	CFCs物質を冷媒・発泡剤とした家庭用電気製品の生産，販売，輸出入を禁止する公告（環函〔2007〕200号），輸出入は2007年9月1日から禁止。
6月	輸入廃棄物原料国外供給企業登録証書手続き延長に関する公告（国家質量監督検査総局〔2007〕第87号）。
11月	<p>輸入廃棄物原料海外供給企業の船積み前検査申請の規範に関する公告（国家質量監督検査総局〔2007〕第164号）。</p> <p>環境保護項目が不合格な輸入廃棄物原料の検査検査後の監視・管理強化に関する通知（国質検験函〔2007〕919号）。</p>
2008年1月	危険廃棄物輸出審査許可管理弁法（国家環境保護総局令第47号），2008年3月1日施行。

	輸入禁止固体廃棄物リスト，輸入制限リサイクル可能固体廃棄物リスト，輸入自動許可リサイクル可能固体廃棄物リストに関する公告（国家環境保護局，商務部，国家發展改革委員会，税関総署，国家質量監督檢驗檢疫総局 [2008] 第11号）。
12月	2008年第2回輸入廃棄物原料海外供給企業登録許可リストに関する公告（国家質量監督檢驗檢疫総局 [2008] 第130号）。 肇慶市亜細亜金属資源再生工業基地を輸入廃棄物園區管理の園區として認可することに関する公告（環境保護部公告2008年第62号）。
2009年8月	輸入廃棄物原料の檢驗檢疫監督管理弁法（国家質量監督檢驗檢疫総局第119号令），2009年11月1日施行。
10月	輸入廃棄物原料の国外供給企業登録管理実施細則（国家質量監督檢驗檢疫総局2009年第98号）。
12月	輸入廃鋼鉄環境保護管理規定（試行）に関する公告（環境保護部公告2009年第66号）。

（出所）筆者作成。

（注）欧州は有害廃棄物を危険性が高い順に「赤」「黄」「緑」の3区分にリスト化している。

ること，(2)環境保全と汚染防止，という2つの原則を示している。この観点から，廃棄物原料を輸入しようとする事業者は国家環境保護総局（当時）からの許可を必要とする「輸入許可証制度」や，輸出国から輸出前に中国政府の指定機関による廃棄物原料の品質検査を受ける「船積み前検査制度」が実施されることとなった⁽³⁾。

輸入できる廃棄物原料は，「国家が輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物リスト」に記載されたものに限られ，リスト外のものとは原則として輸入禁止とされた。2001年にはリストの大幅な改定がなされ，環境へのリスクが比較的低い，鉄くずなどの廃棄物原料を自動輸入許可管理類とした。同時に輸入禁止廃棄物リストを公布し，21品目の電気・電子機器廃棄物（部品を含む）を輸入禁止にした。その後，輸入禁止・輸入制限・自動輸入の3種類のリストに分けて管理する方法が定着し，規制対象物の明確化が図られた。

2002年に微修正したリストの第7番目の廃モーター，廃電線・ケーブル，廃電気機器・器具などの廃五金電器⁽⁴⁾を輸入する企業は，環境に与える影響が大きいと見られ，一定地区に集中・立地させてリサイクルと環境保全の両立を

図る政策が推進された。2003年以降、沿海部の数カ所に加工園區（工業団地）の建設が進められた。

輸入されてきたもののなかには中国の国内基準を満たさないものも含まれており、シップバック（第4節第2項で詳述）もされずに中国国内の税関倉庫等に放置される事態が生じていたが、このような悪質な輸出会社の取締が困難であったことから、中国政府は2004年1月1日から中国大陸向けに再生資源を輸出する国外供給企業に対し、臨時的な管理登録措置をとることを公布した。

2007年3月、中国政府が国内の輸入廃棄物原料の受取人（以下、国内荷受人）の登録の実施を公告した背景には、(1)実際に輸入される廃棄物原料は多くの場合、中国の業者が海外で直接買い付けて中国向けに輸出しており、海外輸出企業のみ規制しても効果が低いと考えられたこと、(2)中国国外に所在する輸出企業を中国政府が規制するのは内政干渉とも受け取られかねないことから、中国に拠点を有する国内荷受人が中国の規制を守る必要性があると当局が判断したこと、の2点が挙げられる。

1996年の暫定規定から14年余りたち、中国政府は暫定規定を「固体廃物輸入管理弁法」として近く公布する予定である。これにより、一連の規定が整理・明確化され、中国独自の輸入規制が体系的に整備されることになると考えられる。

2009年12月には、「輸入廃鉄鋼環境保護管理規定（試行）」公告が公布され、国内の産業政策との整合性がとられたガイドラインが示された。廃棄物原料輸入後の輸入・加工選別後の精錬・溶解プロセス等について業界ごとの要望に対応する必要性が生じたと考えられ、今後さらに紙・プラスチックなど業界ごとのガイドラインが示されていく予定である。

第2節 現行の輸入規制とその管理体制

1. 政府部門

輸入廃棄物については、環境保護部（旧国家環境保護総局⁵⁾）、国家質量監督檢驗檢疫総局（国家質檢総局）、海関総署（税関）、国家發展改革委員会、商務部の5つの部局が共同で所管することになっており、環境保護部がこの全体を統括している。環境保護部は、廃棄物リストを策定し、国家發展改革委員会、商務部とリストの調整等を行っている（固体法25条）。部局間の調整と協調を担当するとともに、バーゼル条約に基づき、輸出国とのやりとりも行っている。国家質檢総局は、国外の供給業者とのやりとり、船積み前検査、港での検査等を環境管理基準に基づいて行い、入国通関許可書の発行も行っている。税関総署は、廃棄物の密輸入の取締を行っており、税関は税関法、税関行政処罰実施規則に基づき、貨物返送（シップバック）などの処分を行う権限が与えられている。

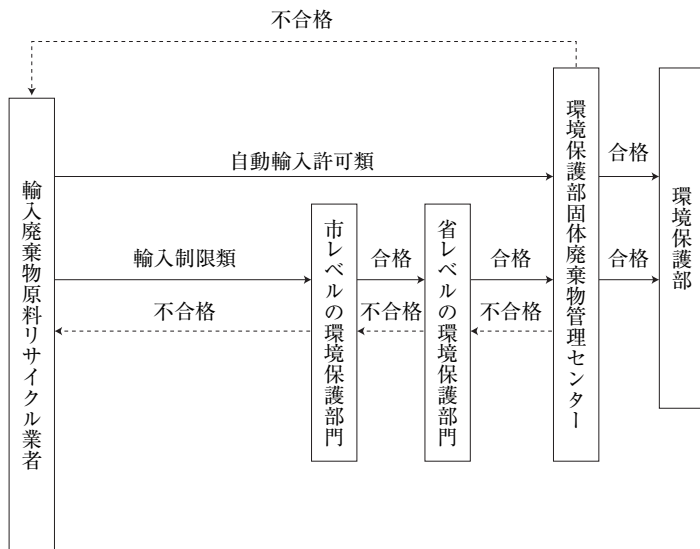
2. 輸入許可証

中国で輸入廃棄物を原料として加工利用する際には、品目ごとに輸入許可証を申請する必要がある。自動輸入許可廃棄物の場合は環境保護部に直接申請し、輸入制限廃棄物原料を輸入する際は省・市レベルの環境保護部門に申請することになっている（図1）。

なお、許可証は当該年のみ有効であるが、1通の許可証で最大25回通関することが可能であり、2008年の改定では許可証の申請・審査等の費用は1件あたり800元である。

2009年における環境保護部が発行した輸入許可証の数は1万3266件であり、5000万トン余りの非有害な廃棄物原料が輸入された（Zheng [2010]）。

図1 廃棄物輸入許可証の申請フロー図



(出所) 環境保護部汚染防治司固体廃棄物管理处 [2009] を基に筆者作成。

加工能力があることが輸入許可証発給の条件となっているため、貿易会社などの商社は加工利用企業として申請することはできない。廃電線・ケーブル、廃モーターの加工利用の場合は、必ず環境保護部が認可した定点加工企業でなければならない。

審査では過去の輸入実績や違反事故の有無、処理工程、残渣の処分状況、処理工場の環境影響評価（排水、廃棄物、使用燃料など）の結果が良好であることなどが条件となっている。廃棄物の排出過程や性状、廃棄物の排出者・輸出者（輸出企業登録されていること）に関する情報の提供も求められている。環境保護部門は、申請書の情報を基に輸入申請量を査定し、輸入許可量を決定している。

廃棄物輸入許可証の偽造等の問題解決のため、2005年10月から廃棄物輸入許可証の発行などは電子化された。税関と環境保護部との間で電子データネットワークが構築されており、税関は輸入許可証や輸入貨物通関申告書など

のデータを照合して通関業務を行っている。輸入制限廃棄物の場合にはひとつの港しか選択できないこととなっており、自動輸入許可廃棄物の場合でも電子システムの関係上、指定したひとつの港で通関することが推奨されている。海外供給企業の供給量や質に関するデータも登録されており、信頼できる企業については検査頻度を低くするなどの対応も行っている。

3. リスト管理規制

中国は、暫定規定の附属書として国家が輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物リストを作成し、9つの分類の廃棄物の輸入が規制のもとに許可された。その後、廃プラスチックが追加され合計10分類となった。

リストは2001年、2002年、2003年に大きく改定され、輸入可能な廃棄物は自動輸入許可品目類と輸入制限品目類に分けられ、輸入禁止品目類と合わせて、3つのリストに分類して管理されることとなった。自動許可リストの廃棄物は輸入許可証が必要ないということではなく、環境のリスクが少なく、かつ直接リサイクルできるものという位置づけである。2009年のリストでは、自動許可リストには鉄くずなど20品目が含まれる。一方、輸入規制リストの廃棄物は、もともと環境負荷が高くても、加工や処理方法を規制することによって環境を守ることが可能なものと位置づけられており、廃プラスチックや廃五金、廃電線・ケーブル、廃モーターなど51品目が含まれる。禁止リストの廃棄物は、無害化できないものや国内での排出量が多いために輸入できないものであり、84品目ある。

表2は輸入禁止リスト、表3は輸入制限類・自動輸入許可類リストを経年整理したものである。リストは毎年見直しが行われており、年々品目数が増加している。2005年からは、すべての廃棄物原料のHSコードに下2桁が追加され10桁のHSコードが付されることとなった。2008年以降、貴金属や希少金属のくずに関するHSコードが自動輸入類と輸入禁止類に追加されるなどの傾向がみられる。

表2 輸入禁止リスト

2002年		2008年		2009年	
HSコード	名称	HSコード	名称	HSコード	名称
一. 廃動物製品					
0501.0000	人の髪の毛	0501.0000.00	同左		同左
0502.1030	豚の毛	0502.1030.00	同左		同左
0502.9020	その他アナグマの毛等	0502.9020.90	同左		同左
0503.0090.10	廃馬毛	-	-	-	-
-	-	0505.9010.00	羽毛または羽毛の粉末くず		同左
-	-	0506.9011.10	牛羊の成分を含む骨廃棄物		同左
-	-	0506.9019.10	その他骨廃棄物		同左
-	-	0507.1000.90	その他動物牙(粉末), くず		同左
-	-	0511.9940.10	廃馬毛		同左
-	-	1522.0000.00	デグラスおよび脂肪性物質または動物性もしくは植物性のろうの処理の際に生じる残留物		同左
1703.1000	サトウキビ糖みつ	(制限付きリストへ)		(制限付きリストへ)	
1703.9000	その他の糖みつ	(制限付きリストへ)		(制限付きリストへ)	
二. 鉍産スラグ, 鉍灰および残留物					
2517.2000	工業残渣	2517.2000.00	同左		同左
2517.3000	アスファルト砕石	2517.3000.00	同左		同左
-	-	2530.9099.10	マグネシウムレンガ		同左
-	-	2618.0090.00	その他の鉄鋼精錬から発生する粒状スラグ		同左

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
-	-	2619.0000.90	鉄鋼精錬から生じるその他溶解スラグ、ドロス、およびその他のくず（鉄鋼精錬から生じる粒状溶解スラグを除く）		同左
-	-	2620.1100.00	亜鉛鉱スラグ、灰、残渣（鉄鋼精錬所の灰、スラグを除く）		同左
-	-	2620.1900.00	その他亜鉛スラグ、灰、残渣（鉄鋼精錬所の灰、スラグを除く）		同左
2620.2100	鉛を含むガソリンの汚泥および鉛アンチノック剤の汚泥	2620.2100.00	同左		同左
2620.2900	鉛を含む鉱山スラグ、灰、残渣（鉄鋼精錬所の灰、スラグを除く）	2620.2900.00	同左		同左
2620.3000	銅を含む鉱山スラグ、灰、残渣	2620.3000.00	同左		同左
-	-	2620.4000.00	アルミを含むスラグ、灰、残渣		同左
2620.6000	ヒ素、水銀、タリウムまたは混合物のスラグ、金属灰、かす	2620.6000.00	同左		同左

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
2620.9100	アンチモン、ベ リリウム、カド ミウム、クロム を有するこれら の混合物のスラ グ、金属灰、か す	2620.9100.00	同左		同左
2620.9910	その他タンクス テンを含む鉍物 スラグ、灰、残 渣	2620.9910.00	同左		同左
2620.9990.90	その他金属およ び化合物のスラ グ、灰（鉄鋼精 錬所で発生した 灰、スラグを除 く）	2620.9990.90	同左		同左
2621.0000	都市ごみ焼却 灰、スラグ	2621.1000.00	同左		同左
-	-	2621.9000.00	その他鉍物残 渣・灰（海藻灰、 海藻灰を含む）	2621.9000.10	海藻灰、その他 植物灰
-	-			2621.9000.90	その他鉍山スラ グ、灰
2710.9100	PCB を含む廃 油	2710.9100.00	同左		同左
2710.9900	その他廃油	2710.9900.00	同左		同左
-	-	2713.9000.00	その他石油等鉍 物油類の残渣		同左
三. 廃薬品					
3006.8000	廃医薬物	3006.9200.00	同左		同左

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
四. その他の化学品廃棄物					
-	-	3804.0000.10	木材パルプの製造時に生じる廃液（濃縮、糖類抜きまたは化学処理をしていないもの）		同左
3825.1000	都市ごみ	3825.1000.00	同左		同左
3825.2000	下水汚泥	3825.2000.00	同左		同左
3825.3000	医療廃棄物	3825.3000.00	同左		同左
3825.4100	廃ハロゲン化合物の廃有機溶剤	3825.4100.00	同左		同左
3825.4900	その他の有機溶剤廃棄物	3825.4900.00	同左		同左
3825.5000	金属を浸した残液、作動液、ブレーキ液および不凍液の廃棄物	3825.5000.00	同左		同左
3825.6100	有機物を主成分とし化学工業において生じる廃棄物	3825.6100.00	同左		同左
3825.6900	その他の化学工業廃棄物	3825.6900.00	同左		同左
3825.9000	商品コードで明確に記載されていないその他の化学工業副産物	3825.9000.90	同左 (2005年1月1日～)		同左
五. 廃ゴム、皮革					
4004.0000.10	廃タイヤ	4004.4000.10	同左		同左
-	-	4004.0000.20	硫化ゴム		同左
		4017.0010.10	廃硬質ゴム		同左
4115.2000.10	皮残渣、粉末	4115.2000.10	同左		同左

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
六. 廃特殊紙					
-	-	4707.9000.10	古紙		同左
七. 廃紡績原料および製品					
-	-	5103.1090.90	その他動物の細毛の落毛	-	-
-	-	5103.2090.90	その他動物の細毛くず	-	-
-	-	5103.3000.90	その他動物の粗毛くず	-	-
-	-	5104.0090.90	その他動物細毛または粗毛の回収繊維	-	-
-	-	5202.9100.00	綿の回収繊維	-	-
6309.0000	古着	6309.0000.00	同左		同左
-	-	6310.1000.90	その他繊維材料で選別した織物くず		同左
-	-	6310.9000.90	その他繊維材料の織物くず		同左
八. ガラス廃棄物					
-	-	7001.0000.10	ガラスくず		
九. 金属および金属化合物を含むスクラップ					
7112.3010	銀または銀化合物の灰を含有する（主に銀を回収するときに用いる）	7112.3010.00	銀または銀化合物を含有する灰		同左
7112.3090	その他貴金属または貴金属化合物の灰を含有する（主に貴金属を回収するときに用いる）	7112.3090.00	貴金属または貴金属化合物を含有する灰		同左

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
-	-	7112.9120.00	金および金化合物を含有するくず		同左
-	-	7112.9910.00	銀および銀化合物を含有するくず		同左
-	-	7112.9920.00	その他の貴金属または貴金属化合物を含有するくず		同左
-	-	7401.0000.10	沈殿銅（銅泥）		同左
-	-	-	-	7802.0000.00	鉛くず
-	-	-	-	8102.9700.00	モリブデンのくず
-	-	-	-	8102.9700.00	コバルトのくず
-	-	-	-	8107.3000.00	カドミウムのくず
-	-	-	-	8110.2000.00	アンチモンのくず
-	-	-	-	8111.0010.10	鍛造圧延をしていないマンガンくず
-	-	-	-	8112.1300.00	ベリリウムくず
-	-	-	-	8112.2200.00	クロムくず
-	-	-	-	8112.5200.00	タリウムくず
-	-	-	-	8112.9230.90	鍛造圧延をしていないインジウムくず
十. 廃電池					
8548.1000	電池くず，廃電池	8548.1000.00	同左		同左
十一. 廃棄機電製品と設備およびその分解をしていない部品・破砕品					
8417.8020	放射性廃棄物焼却炉	84, 85, 90 章	廃電気電子機器設備	-	-

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
8471.1000- 8471.5090	パソコン			8469-8473	廃プリンタ, FAX, パソコン 等
8471.6010	モニタ				
8471.6031- 8471.6039	プリンタ				
8471.6040- 8471.9000	その他パソコン 機器				
8415.1010- 8415.9090	エアコン			8415, 8418, 8450.8508- 8510, 8516	廃エアコン, 冷 蔵庫, 洗濯機, 電子レンジ等
8418.1010- 8418.9999	冷蔵庫				
8516.5000	電子レンジ				
8516.6030	電気炊飯器				
8517.1100- 8517.1990	有線電話機			8517, 8515	廃電話機, ネット 通信設備, マ イクロホン, 拡 声器等の廃通信 設備
8517.2100- 8517.2200	FAX, プリンタ				
8521.1011- 8521.9090	廃ビデオ, DVDプレーヤ ー			8519-8531	廃ビデオ, テレ ビ, スピーカー 等
8525.2022- 8525.2029	移動通信機器			84, 85, 90	廃電気電子機器, 設備
8525.3010- 8525.4050	ビデオカメラ, デジタルカメラ			章	
8528.1210- 8528.3020	テレビ				
8534.0010- 8534.0090	プリント基板				
-	-			8539	廃蛍光管等

2002年		2008年		2009年	
HS コード	名称	HS コード	名称	HS コード	名称
8540.1100- 8540.9990	熱電子管等	84, 85, 90 章	廃電気電子機器 設備	8543-8534 8540-8542	廃コンデンサ, プリント基板, ブラウン管等の 電子部品
8542.1000- 8542.9000	集積回路および 微電子部品				
9009.1110- 9009.9990	プリンタ			9018-9022	廃医療機器, 放 射線設備
9018.1100- 9018.9090	医療機器				
9022.1200- 9022.9090	放射線応用設備				
-	-	9504	廃ゲーム機	9504	同左
十二. その他 (税関コード未提示)					
-	-	-	-	2520	廃石膏
-	-	2524	廃アスベスト	2524	同左
-	-	6806	廃鈹物繊維	6806	同左
-	-	なし	使用済みの廃プ ラスチック袋, シート, 網	なし	一般家庭の生活 ごみ中から回収 したプラスチック 袋, フィルム, 網および使用済 み農業用プラス チックシート
-	-	なし	廃漁網	なし	同左
-	-	なし	廃麻袋	なし	廃フレコンバッ グ, 廃麻袋
-	-	-	-	なし	期限切れ廃塗料, ペンキ
-	-	-	-	なし	その他固形廃棄 物

(出所) 国家環境保護総局2001年第36号「輸入禁止貨物リスト(第三批)」, 国家環境保護総局
2002年第25号「輸入禁止貨物リスト(第四批・第五批)」, 国家環境保護総局2008年第11号,
環境保護部公告2009年第36号。

(注)「-」は該当物なしを意味する。

表3 自動または輸入が制限されている廃棄物原料リスト

1996年～2001年	2002年1月～2004年	2005年1月～2008年2月	2008年3月～2009年7月	2009年8月～
HSコード	名称	HSコード	名称	HSコード
第1類	動物廃棄物			
0506.9010	骨廃棄物	0506.9011.10 牛・羊の成分を 含む骨廃棄物	糖および食用糖の廃棄物	-
		0506.9019.10 その他骨廃棄物		-
	1703.1000.00 サトウキビ糖みつ (2003年5月～)	同左	同左	同左
	1703.9000.00 その他の糖みつ (2003年5月～)	同左	同左	同左
第2類	精練(冶金)くず			2625.3000.00 雲母およびそのくず
			金属溶解、精練から生じた金属を含む廃棄物	
2619.0000	精練(冶金)くず(鉄鋼精錬所で発生した粒状スラグを除く)		マンガンを主とし精練鉄から生じた粒状スラグ	同左
		2619.0000.00 同左	鋼鉄圧延する際に生じた酸化鉄	同左
			鉄鋼精練の際に生じたバナジウムを含有するスラグ、ドロス	同左
				2619.0000.30 鉄含有量80%以上、鉄鋼精練から生じた鉄鋼スラグ
		2620.9990.10 五酸化二バナジウムの含有量10%以上のスラグまたは灰および残留スラグ(鉄鋼精練の際に生じたものを除く)	同左	同左

-	-	-	-	-	-	-	5103.2090.90	その他動物粗毛廃料 (廃紡ぎ糸を含み、 回収繊維を含まな い)
-	-	-	-	-	-	-	5103.3000.90	その他動物粗毛廃料 (廃紡ぎ糸を含み、 回収繊維を含まな い)
-	-	-	-	-	-	-	5104.0090.90	その他動物粗毛また は粗毛の回収繊維 同左
5202.1000	木綿廃棄物(木綿糸廃棄 物を含む)	-	-	同左	同左	5202.1000.00	5202.9100.00	綿のくずで反毛した 繊維
5202.9900	その他木綿廃棄物	-	-	同左	同左	5202.9900.00	同左	同左
5505.1000	合成繊維廃棄くず	-	-	同左	同左	5505.1000.00	同左	同左
5505.2000	人工繊維廃棄くず	-	-	同左	同左	5505.2000.00	同左	同左
-	-	-	-	-	-	6310.1000.10	新しいまたは未 使用紡績材料の 選別されたもの	同左
-	-	-	-	-	-	6310.9000.10	新しいまたは未 使用紡績材料の その他の破砕さ れたもの	同左
第6類	金属およびその製品の廃 棄くず	-	-	-	-	金属と金属合金廃棄くず	金属と金属合金廃棄くず	同左
-	-	-	-	-	-	7112.9110.10	金のくず	同左
-	-	-	-	-	-	7112.9110.90	金を含むくず(ただ しその他貴金属は除 く)	同左

1996年～2001年		2002年1月～2004年		2005年1月～2008年2月		2008年3月～2009年7月		2009年8月～	
HSコード	名称	HSコード	名称	HSコード	名称	HSコード	名称	HSコード	名称
-	-	-	-	-	-	7112.9200.00	白金および白金を含むくず（ただしその他貴金属は除く、主に白金を回収するもの）	-	同左
7204.1000	生鉄くず	7204.1000	同左	7204.2100.00	同左	-	-	-	-
7204.2100	ステンレスくず	同左	同左	7204.2100.00	ステンレスくず	同左	同左	同左	同左
7204.2900	その他合金銅廃棄物	同左	同左	7204.2900	同左	同左	同左	同左	同左
7204.3000	すずメッキ銅鉄廃棄物	7204.3000	同左	7204.3000	同左	同左	同左	同左	同左
7204.4100	切削、鋳で削る、スライ ス削りする、磨く、鈍 刀で切る、やすりをかけ る、鉄で切る、刃物で切 るといった工程で発生す る銅鉄廃棄物（束のもの も含む）	7204.4100	同左	7204.4100	同左	同左	同左	同左	同左
7204.4900.90	上述以外の銅鉄廃棄物 （廃鉄道レールなどを含 む）	7204.4900.90	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
7204.5000	再溶解するくず鉄の塊 （廃工作機械などを含む）	7204.5000	同左	7204.5000	同左	同左	同左	同左	同左
7404.0000.90	その他銅くず	7404.0000.90	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
7503.0000	ニッケルくず	7503.0000	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
7602.0000.90	その他アルミニウムくず	7602.0000.90	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
7902.0000	亜鉛くず	7902.0000	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
8002.0000	すずくず	8002.0000	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
-	-	-	-	8101.9700.00	タンダグステンく ず	同左	同左	同左	同左
8103.1000	タンタルくず	8103.1000	同左	8103.3000.00	同左	同左	同左	同左	同左

-	-	8104.2000.00	マグネシウムくず	同左	同左	同左
-	-	-	-	-	-	8106.0010.92 その他鉛造圧延していないビスマスくず
-	-	8108.3000.00	チタンくず	同左	同左	同左
-	-	-	-	-	-	8109.3000.00 ジルコニウムくず
-	-	-	-	-	-	8112.9210.10 鍛造圧延していないアルミニウムくず
-	-	-	-	-	-	8112.9220.10 鍛造圧延していないバナジウムくず
-	-	-	-	-	-	8112.9240.10 鍛造圧延していないニオブくず
-	-	-	-	-	-	8112.9290.11 鍛造圧延していないハフニウムくず
-	-	-	-	-	-	8112.9290.91 鍛造圧延していないガリウム、レニウムくず
-	-	-	-	8113.0000.10 炭化タンガス	炭化タンガス	炭化タンガス
-	-	-	-	-	-	8113.0090.10 その他炭化タンガス
第7類	各種廃五金、廃モーター、 廃電線・ケーブル等			廃五金電器、廃カーブレス、 廃船舶		
-	-	7204.4900.10	廃カーブレス	同左	同左	同左
-	-	7204.4900.20	銅鉄を回収するための廃五金電器	同左	同左	同左
-	-	7401.2000	銅の沈殿物	同左	-	-
-	-	7404.0000.10	銅を回収するための廃五金、廃電線・ケーブル	同左	同左	同左

1996年～2001年	2002年1月～2004年	2005年1月～2008年2月	2008年3月～2009年7月	2009年8月～
HSコード	HSコード	HSコード	HSコード	HSコード
名称	名称	名称	名称	名称
第8類	7602.0000.10	同左	同左	同左
廃輸送設備	アルミを回収するため の廃五金、廃電線、ケ ーブル	同左	同左	同左
8908.0000	8908.0000	同左	同左	同左
解体する船舶およびその 他の不動構造物体	解体用の船舶その他浮 き構造物	同左	同左	同左
第9類	-	-	-	-
特殊な輸入廃棄物	-	-	-	-

(出所) 中国対外貿易経済合作部等第2001年第36号、41号公告、2002年第25号、商務部等2003年第10号、2004年第66号、2004年73号、国家環境保護總局2005年第5号、国家環境保護總局2008年第11号、環境保護部公告2009年第36号。

(注) (1)「-」は該当物なしを意味する。

(2)背景の網かけは、輸入制限額を指す。

4. 船積み前検査

輸入される廃棄物原料は、国家環境保護基準に適合し、質量監督検査検疫部門の検査に合格しなければ輸入することができない（固体法25条）。廃棄物原料はその種類に応じて輸入廃棄物環境保護管理基準が規定されている（表4）。1996年の輸入廃棄物の基準は12項目（品目）であったが、2006年の改正時に自動車スクラップの基準が追加された。この新しい13項目の基準（GB-16487-2005）では、放射線や夾雑物の混入程度について数値基準が設けられている⁶⁾。

輸入廃棄物原料は、輸出国において船積み前検査を実施する必要がある、輸入業者は船積み前検査証明書を中国当局に提示しなければならない（輸出入商品検査法第22条）。船積み前検査の目的は、輸出国内において可能な限り輸入貨物の環境リスクを下げ、中国の港到着後の貨物の行政管理・監視コス

表4 中国における輸入可能な廃棄物原料の環境基準

	環境基準	
	厳格に制限される夾雑物	その他夾雑物
鉄くず 非鉄金属くず 廃モーター 廃電線・ケーブル 廃五金	(アスベスト、廃感光材料、密閉容器、その他危険廃棄物) $\leq 0.01\%$	(木片、廃ガラス、廃プラスチック、廃ゴムなど) $\leq 2\%$
廃プラスチック	(アスベスト、焼けた廃プラスチック、廃感光材料、原形のままの使用済みプラスチック容器、密閉容器、その他危険廃棄物) $\leq 0.01\%$	(木片、廃金属、廃織物、廃ガラス、熱硬化性廃プラスチック、廃ゴムなど) $\leq 0.5\%$
自動車プレス	(アスベスト、廃感光材料、密閉容器、その他危険廃棄物) $\leq 0.01\%$	(木片、古紙、廃ガラス、熱硬化性廃プラスチック、生活ごみなど) $\leq 1\%$

(出所) 輸入廃棄物原料環境保護規制基準（GB16487-2005），日中商品検査株式会社 [2005]。

トを下げることである。

各国に設置された中国政府の検査認定機関「中国検閲認証有限公司」(CCIC)の出先機関が、輸出前の廃棄物原料が環境基準を満たしているかどうかについて検査等を行っており、この検査によって環境基準を満たしているという証明書が、中国で通関の際に必要となる。日本においては、日中商品検査株式会社(東京・茅場町)とCCIC・JAPAN株式会社(大阪市中央区)が船積み前検査の業務を行っている。

中国の港に到着後、港検閲検疫機関は「原料としてリサイクル可能な廃棄物原料の検査検疫規程」(SN/T1791-2006)に基づいて、再度、環境保護管理基準に適合するかどうかを検査する。たとえば、廃プラスチックの検査規程では、コンテナ輸送の廃プラスチックについて、総コンテナ数の50%以上のコンテナについて開扉検査を行い、10%以上については取出検査を行わなければならないと規定されている。

基準をクリアしたものについて「輸入貨物通関証明書」を発行する。税関は、この「輸入貨物通関証明書」と「廃棄物輸入許可証」を基に申告を受け付け、検査をして通関許可の手続きをとる。

5. 海外輸出企業登録

国外の廃棄物原料供給業者(以下、海外輸出企業)は、国家質検総局による認定が必要である(2003年の通知)。輸出企業登録は、輸出企業を選別し、過去にシッピング措置の対象となった企業や事業規模の小さい企業などを排除することが目的であり、申請企業における過去3年間の輸出実績やISO14000等環境認証の取得、および規模・所有設備の状況が審査の対象となっている。有害物質を含む環境基準不合格貨物を中国へ輸出した海外の輸出企業に対しては、登録資格の一時停止または抹消などの処分を行っている。

2009年8月の時点で、国家質検総局が承認した輸出企業は91カ国に所在する4176社、そのうち許可停止中の企業1011社を除くと、3165社が有効な輸出

企業ライセンスを所持している。国別登録業者数をみると、アメリカ（801社）と香港（625社）に次いで日本のシェアは第3位590社（14%）である。

輸出企業登録制度は、2009年の119号令、98号令で制度として確立されたといえる。それまでに必須とされた中国行政担当者による現場調査は不要になったが、ISO 14001に加えて、ISO 9001品質管理認証またはアメリカのスクラップ・リサイクル産業協会（Institute of Scrap Recycling Industries, Inc. : ISRI）の認証システムであるリサイクル産業業務基準（Recycling Industry Operating Standard : RIOS）を取得しなければならないという条件が追加された。

6. 国内荷受人登録制度

2005年12月1日に輸出入商品検査法実施条例が改正され、中国国内の荷受人に対しても登録制度が導入されることとなった。改正後は、中国企業が海外と再生資源貿易を行う際には、貿易契約締結する前に、海外の輸出企業と中国の国内荷受人の双方が中国政府に登録・認定されていなければならないようになった。目的は、環境保護総局から許可を得ている業者以外に輸入廃棄物原料が渡ることを防ぐことである。

輸入する貨物については、輸出国において船積み前検査を実施する必要がある。輸入業者は船積み前検査証明書を中国当局に提示しなければならない（同法第22条）。輸出業者または輸入業者が登録資格を取得していない、あるいは船積み前検査証明書がない場合には、10万元以上または100万元以下の罰金が科される（同法第53条）。

国家質検総局は、「輸入廃棄物原料国内荷受人の登録実施に関する公告」（2007年第52号）を公布し、2007年4月1日から9月1日まで初回申請登録の受付が行われた。

第3節 輸入規制の効果と評価

1. 不合格貨物の減少

国家質検総局は、輸入廃棄物原料について、A、B、Cの3段階の警報管理システムを導入している。貨物検査で不合格になった後の手続きは、税関の所管である。

2007年の廃棄物原料輸入量は4224万トンであり、主にEU、アメリカ、日本から輸入している。品目別の割合は、古紙54%、鉄くず4%、廃五金・廃モーター18%、廃プラスチック16%、その他8%であった。2008年の輸入許可証の許可量は8964万トンで、1万376のライセンスが発行された。

国家質検総局によると、2006年に実施された船積み前検査は24万485件（貨物重量3712万トン）であり、うち不合格となった貨物は1693件（8万1693トン）であったことから、不合格率は件数ベースで0.7%、重量ベースで0.2%程度といえる。また、港検査では、959件（4万5983トン）の不適正な廃棄物が発見され、これらの不法輸入を未然に防いだことが報告されている⁽⁷⁾。国家質検総局は、環境保護基準で不合格となった貨物の数は2004年以降、0.5%から0.3%程度に減少したことを挙げ、輸出企業登録制度の導入により、水際検査の効率が上がり、環境基準不合格貨物も減少したと報告している⁽⁸⁾。

中国では、密輸が非常に多いのが実情である。密輸の取締として、スカイホールパッチングというキャンペーンにおいて、2007年には61件の廃棄物密輸を摘発した。また、5663トンの固形廃棄物の差し止めを行い、そのうち717トンが工業廃棄物、2346トンが家庭廃棄物、1814トンが有害廃棄物、786トンが電気・電子機器廃棄物（E-waste）だった。

2. シップバックの問題

中国の港検査において基準を超えている貨物があった場合、シップバック措置をとるのが通常の対応と考えられる。2007年2月、税関総署は「輸入貨物直接退運管理弁法」公布した。これにより、中国国境に到着した貨物が、①国家が輸入を禁止している貨物、②国家検閲検疫政策法規に違反した貨物、③固形廃棄物原料の無許可輸入、④その他関連法規に違反していると認められる場合には、税関の権限において、貨物の直接国外退去をさせることができることとなった。

2004年から導入された海外輸出企業登録制度や2007年の国内荷受人の登録制度により、これらの事業者によって不適正輸出が行われた際のシップバック等の手続きは容易になった。

しかし、輸入業者が中国に貨物を運搬した後、税関や検査部門の検査を受けないうちに貨物を破棄してしまうケースや、他の国や中国の他の港にもっていくケースがあり、このような場合には問題の貨物を追跡できなくなるという問題がある⁽⁹⁾。税関を通っていない密輸の場合は、シップバック等が困難であると考えられる。

3. 海外輸出企業登録制度の問題

海外輸出企業の審査項目には、申請企業の過去3年間の輸出実績やISO 14000等環境認証の取得、および規模・所有設備の状況などがあるが、制度運営開始の当初から、実際には実績のまったくない企業がライセンスを取得しているなどの矛盾が指摘されている。

また、輸出実績がある優良な企業が申請書類を提出しているにもかかわらず、なかなか許可が下りないという不満も日本の輸出業者の間では聞かれる。審査において必須とされる第三者認証の取得も、日本の輸出業者にとって大

きな負担ともなっている。

全世界の登録済み海外輸出企業は4500社程度があるが、実際に輸出を行っているのは1000数社程度であり、同制度である程度輸出企業を絞ったにもかかわらず、中国への輸入量自体は減っていないことから、中国政府が登録ライセンスを増やす必要性を感じていないことが原因のひとつに挙げられる。また、海外輸出企業に課せられている第三者機関の認証が、国内貨物受取業者には課せられていないことには、一種の不公平感が否めない。失業対策などから、国内業者に対しては高いハードルを設定することに消極的な中国政府の対応が垣間見える。

中国政府の政府機関が日本の輸出企業に対し現場調査を実施することは、日本政府に対する越権行為にあたるとも考えられるが、日本政府は輸出企業登録制度を快くは思っていないものの、公の場では中国側に対し改善を求めるとの発言はこれまでに行われていない。

4. 輸入許可対象物リスト変更の影響

これまで廃プラスチックは、環境基準（GB16487）に基づき、破碎・洗浄が必須とされてきた。しかし、輸入制限許可リスト（2009年版）には廃PETボトル（丸ボトル）が追加され、今後より具体的な環境基準が策定されれば、日本からのべール状の廃PET輸出が可能となる可能性がある。この背景には、中国国内において、大規模かつ先進的なプラスチック洗浄・破碎設備が整備されてきたことも影響していると考えられる。

中国への廃PETボトル輸出により、国内リサイクル産業の空洞化が懸念されている（寺園 [2005]、吉野 [2006]）。べール状の廃PETボトルの輸出が可能となれば、自治体で回収された廃PETボトルが日本の容器包装リサイクル法に基づく国内リサイクルシステムにのらず、中国に輸出される可能性がさらに高くなることが予想される。

第4節 日本における対応

2004年3月下旬、中国政府が日本から中国・青島に持ち込まれた廃プラスチック計4000トンが中国の法規・規制基準に違反したとして、5月8日付で日本からの廃プラスチックの対中輸出を全面的に禁止（国家質量監督檢驗檢疫総局公告47号）した（通称、青島事件）。この日本を原産地とする廃プラスチックの輸入停止措置は2005年9月まで続き、日本にとっては極めて厳しい措置であった。輸出停止解除後も、日本からの廃プラスチック輸出業者に対しては、海外輸出企業の登録許可がなかなか下りなかったことから、2010年2月現在においても多くの廃プラスチックが香港経由で輸出されている。廃プラスチック輸出関連の日本企業が輸出企業登録できていないことも、香港経由が減らない理由と考えられる。このように、中国の輸入規制の変動は、日本の貿易量・行き先に大きな影響を及ぼしている現状に鑑みると、中国の規制は日本にとって軽視できないものである。

日本の環境省・経済産業省は、廃棄物を輸出入しようとする者を対象に、バーゼル法および廃棄物処理法など関連法令に基づく正しい手続きへの理解を深めてもらうことを目的とした「バーゼル法等説明会」を全国各地で開催するなど、情報提供・周知徹底に努める対策を講じている。また近年、中国政府関係部局との政策対話の実施、日中の事業者に対するセミナー開催など、中国政府との関係構築にも積極的に進めている。日中の関連規制の情報共有や不法輸出入防止に関する連携の面で、成果が上がっているといえる。

相手国の規制を尊重する姿勢も重要ではあるが、日本政府としては、中国の船積み前検査制度や海外輸出企業登録制度が、国際条約やその他国際規定と整合するものであるのか、過剰な規制となっていないか等を確認し、国際貿易あるいは国際的なリサイクル事業の推進において、日本の事業者等に不合理な規制にならないよう注意しなければならない。日本の輸出業者・リサイクル業者の中国におけるビジネスがより円滑に行われるよう中国政府へ働

きかけるなど、日本企業の要望を伝えていく姿勢も必要である。

日本政府としてどのような再生資源や物品を廃棄物や有害廃棄物とみなすか、どのようなケースに対して積極的に罰則を適用するかという視点で、不法輸出入の抑止力を働かせるしくみづくりを構築することも必要と考えられる。

おわりに

中国は、急速な経済成長に伴い多くの資源を確保するため、バーゼル条約との関係が不明確な独自の規制管理制度を導入して、廃棄物原料の輸入規制強化、環境汚染防止策を講じてきたといえる。

1995年以来、中国は環境保護部、税関、国家質検総局などの部門の廃棄物輸入許可証、海外輸出企業登録制度、国内荷受人登録制度、船積み前検査などの政策を執行し、国外からの廃棄物原料の輸送から中国への輸入・リサイクルに至る全過程にかかる管理システムを構築した。環境保護部はこれら一連の管理制度を「クローズドループの管理システム」と総称している。廃棄物原料の輸入リサイクル業者の許可証制度や船積み前検査制度のみならず、不適正リサイクルの監視対策として、廃五金電器の加工利用企業をひとつの輸入廃棄物加工園區に集約し、統一管理を実施した。さらに、海外輸出企業および国内荷受人の登録制度を導入し、不合格貨物の減少や不適正な業者の登録抹消、不適正貨物のシップバックにもある程度の成果を上げたといえる。中国国内の法的規制は明確に整理されてきており、ベトナムでは中国の制度に似た制度を導入する動きがみられる。

日本国内においては、2003年の廃プラスチック輸出禁止措置を教訓として、中国の輸入規制動向の把握および国内の輸出事業者に対する中国の輸入規制情報の普及・啓発を重視した取組が展開されてきた。両政府の努力により、双方の輸出入規制に対する情報共有が促進され、事業者に対する周知徹底に

においても一定の効果があつたことは成果といえる。しかしながら、中国の輸入規制の変動が日本の貿易量・行き先に大きな影響を及ぼしている現状に鑑みると、安定的な廃棄物原料の貿易や輸出国としての日本の利益の確保のための積極的な対応が求められる。たとえば、中国の船積み前検査制度や海外輸出企業登録制度などの中国の輸入規制が、国際条約やその他国際規定との観点から整合するものであるのか、過剰な規制となっていないか等を確認し、日本のリサイクル業者・輸出業者のビジネスが不利益を被らないよう中国政府やその関係機関へ働きかけることも対策のひとつとして求められる。また、第二の青島事件を予防するためにも、日本の国内法制上どのような廃棄物原料であれば問題ないといえるか、どのような不適正・不法な輸出事案については国内法規を適用して事業者を摘発できるかについて、より明確な判断基準を内外に示す必要があると同時に、不法な中古および廃電気・電子機器や再生資源の輸出入の抑止力を働かせる、独自のしくみの導入も求められる。

〔注〕 _____

- (1) 1996年4月1日に施行された固体廃棄物環境汚染防止法は2005年に改正されている。
- (2) 5つの部門（環境保護総局，対外貿易経済合作部，税関，国家工商行政管理总局，中国輸出入商品検査局）が1996年の固体法以降に作成したもの。
- (3) 船積み前検査は，中国国家質量監督検査総局が主管している。
- (4) 五金とは，金・銀・銅・鉄・すずの5つの金属をいうが，広く金属一般を指している。電器は，電気器具を指している。
- (5) 国家環境保護総局は，2008年3月，中国第十一届全国人大一次会議で機構改革方案が可決され，環境保護部に格上げされた（<http://www.mep.gov.cn/>）。
- (6) 国家環境保護総局公告2005年第59号（中国語，http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/gg/200910/t20091021_171602.htm，2010年2月15日アクセス）。日中商品検査株式会社ウェブサイトより和訳がダウンロード可能（<http://www.spvjic.com/pc/contentes23.html#03>，2010年2月15日アクセス）。
- (7) 2009年1月にクアラルンプールで開催されたアジアの有害廃棄物不法輸出入防止に関するネットワークワークショップにおける環境保護部の発表資料。
- (8) 2007年8月に上海で開催された「循環資源の日中間の輸出入に関するセミナー」における国家質量監督検査総局の発表資料より。

- (9) 2008年1月30日の日中廃棄物輸出入に関する関係省庁ワーキンググループにおける中国側の発言。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 櫻井次郎 [1999] 「国境を越える廃棄物の移動に関わる日本の規制法制——中国における廃棄物越境移動規制法制の分析を通して——」（『国際開発研究フォーラム』第14号 1999年11月 59-74ページ）。
- 寺園淳 [2005] 「日本のリサイクル法制と循環資源の貿易」（小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所 20-40ページ）。
- 日中商品検査株式会社 [2005] 「中国向け廃棄物原料に関する法規・環境保護基準・検査規定」日中商品検査株式会社。
- 吉田綾 [2003] 「リサイクル可能廃棄物の中華人民共和国への越境移動」東京大学大学院新領域創成科学研究科修士論文。
- [2005] 「再生資源輸入大国 中国」（小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所 43-67ページ）。
- [2006] 「日中を中心とした東アジアの循環資源貿易の動向」（『生活と環境』第51巻第6号 31-36ページ）。
- [2007a] 「中国における産業廃棄物・リサイクル政策」（『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』平成18年度経済産業省委託調査 アジア経済研究所）。
- [2007b] 「香港における産業廃棄物・リサイクル政策」（『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』平成18年度経済産業省委託調査 アジア経済研究所）。
- 吉野敏行 [2006] 「循環資源のアジア輸出に伴う諸問題について」（人間環境大学人間環境学部紀要『人間環境論集』5 1-10ページ）。

<中国語文献>

- 環境保護部污染防治司固体廃棄物管理处 [2009] 「輸入固体廃棄物の環境管理」中国廃棄物原料貿易・検査検疫セミナー講演資料（2009年11月15日、杭州）

<英語文献>

- Zheng, Yang [2010] “Update on Implementation Activities of the Basel Convention in China,” Workshop 2010 of the Asian Network for Prevention of Illegal Trans-

boundary Movement of Hazardous Wastes, January 27-29, 2010, Yokohama, Japan.

